

東京電力福島第1原発事故の教訓を投げ捨て、岸田文雄政権は原発回帰に大きくかじを切りました。原発被害者が国と東電に損害賠償を求めた原発避難者訴訟の原告や弁護士らは、最高裁で国の責任を認める判決を勝ち取るたたかいを続けています。「たたかいに屈したら再び事故が起きる」。その思いを聞きまし

ただかいつの出発点は、昨年6月に出された同種の四つの集団訴訟の最高裁判決にさかのぼります。判決では「津波対策を講じていたとしても、事故が発生した可能性が相当にある」として、国を免罪しました。

## ① たたかいつの2023年 避難者事故訴訟の

# 屈したら再び被災起きる

## 最高裁は「国の責任を認めよ」

この判決に付度(そんな国の責任も重大であ

たく)するかのようなる」としながら、「取られ

裁判が今年3月、いわゆる防護措置によっては、

き市民訴訟の仙台高裁で重大事故を防げたとは断

出されました。判決では「定できない」とし、国の

「規制権限の行使を怠り、責任を認めませんでしたし

### 原発推進方針

岸田首相は2月、原発の「最大限活用」を掲げ、

新増設や老朽原発の運転延長を進める方針を発表

。5月には原発推進を「国の責務」として、原

発の60年超の運転を認める法律が成立しました。

いわき市民訴訟の伊東達也原告団長は、「政府、

国会、民間の三つの事故調査報告書は原発事故を

「人災」としていたにもか

かわらず、最高裁判決

は「天災」として、国を無罪放免にしてしまっ

た」と憤ります。

教員時代からいわき市内の公営問題に取り組

み、教員を退き日本共産党の地方議員になってから

は公営問題だけでなく原発の危険性を訴え続け

てきました。2005年には原発問題住民運動全

国連絡センター(原住連)の筆頭代表委員とし

て、福島原発が1960年に発生したチリ地震規模

の津波で冷却水を確保できないことを明らかに

し、震災前に東電や国に対し、抜本的対策を求め

る陳情書を提出していま

した。「このままではとんでも

ない事故が起きると確信をもつて原発の危険性

を訴えてきた者として、最高裁の判決には、はら

わたが煮えくりかえる」と悔しさをにじませま

### 公平な審理を

最高裁判決を出した菅野博之裁判長は判決翌月

に退官し、東電株主訴訟で東電の代理人を務める

弁護士が所属している巨大法律事務所顧問に就

任しました。

伊東さんは「最高裁への国民の信頼が揺らいで

いる」と指摘します。昨年の最高裁判決は国民の

支持を得ていないと強調し、国民に改めて原発の

危険性や放射性廃棄物などの問題を考

えてもらう。転機だと捉えています。

いわき市民訴訟の原告は高裁判決を不服とし最

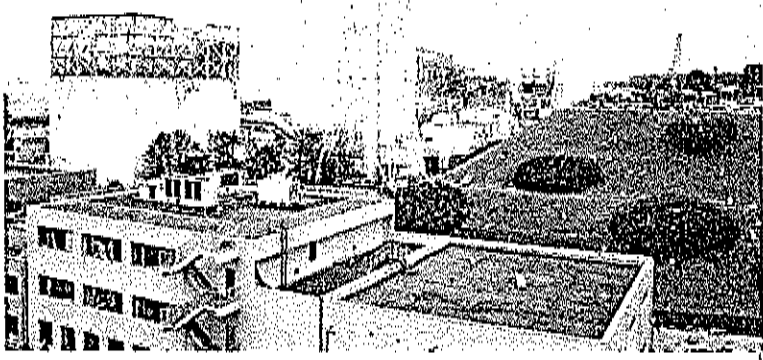
高裁へ上告しています。8月から毎月1回、公平

な審理を求める最高裁要請と集会を開いていま

す。「もう一度粘り強く訴えれば、3・11で学ん

だ教訓を生かせる時が来る」と力を込めます。

(つづ)



①東京電力福島第1原発1～4号機  
②2011年3月15日(東京電力提供)  
③最高裁に公平・公正な審理を求める、いわき市民訴訟原告団・弁護団の請願行動で訴える伊東原告団長＝8月、最高裁前